

□民生委員・児童委員をご存知ですか？

「民生委員・児童委員」は、「民生委員法」及び「児童福祉法」に定められ、厚生労働大臣に委嘱されたボランティアとして、地域住民の立場に立って、みなさまの暮らしを支援する人です。

すべての「民生委員」は「児童委員」を兼ねており、子どもに関わる相談支援活動も行ないます。

「主任児童委員」という、主に子どもに関する支援活動を行なう委員もいます。

□お気軽にご相談ください

民生委員・児童委員は、地域のみなさまの相談相手です。子育てに関すること、高齢者の介護に関すること、健康・医療に関することなど、生活の中で気になっていることがございましたら、お気軽にご相談ください。

□みなさまを支援するサービスをご紹介します

地域にお住まいのみなさまの心配ごとなどを解決するために、専門機関や福祉サービスなどをご紹介します。また、みなさまと行政とのパイプ役や調整役を務めます。

□民生委員・児童委員は、あなたの相談内容の秘密を守ります

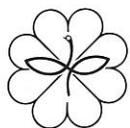
民生委員・児童委員には守秘義務があります。地域のみなさまから受けた相談内容の秘密を守ります。個人情報やプライバシーの保護に配慮した支援活動を行ないます。

□地域の福祉を守って90年

民生委員制度は、平成19年に創設90周年を迎えた、長い歴史ある制度です。これからも、みなさまと共に、安全で安心できるまちづくりに取り組んでいきます。

□民生委員・児童委員はみなさまの地域で活動しています

お住まいの地域を担当している民生委員・児童委員は誰で、どのように連絡をとればよいのかについては、市区町村行政や社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などの相談窓口にお問合せください。



港北区民生委員児童委員協議会

民生委員・児童委員に関するお問い合わせ
港北区福祉保健課運営企画係
電話：540-2338



港北区キャラクター
ミスキー

広げよう
地域に根ざした
思いやり

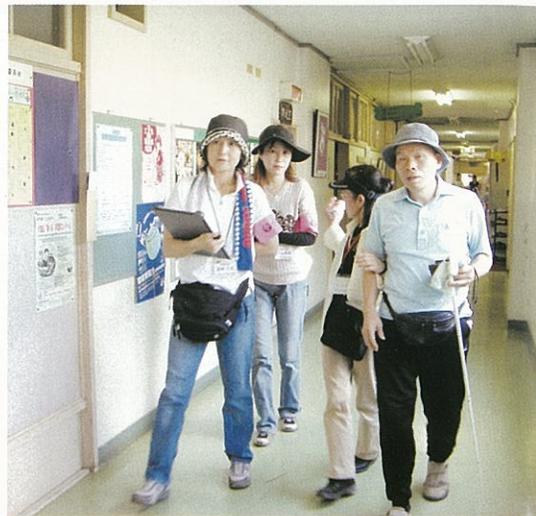


民生委員・児童委員

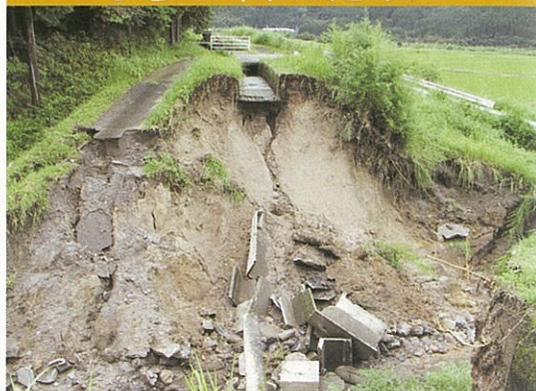
あなたのまちの相談相手



みんなできいき
明るく過ごそう!



安全で安心な
まちづくりのために



ママ友だち集まれー!



子どもたちが
すくすく育つために



民生委員・児童委員は

地域の高齢者や障害者が、
いきいき元気に暮らしていけるよう
応援しています。

自然災害や悪質商法被害などから
地域住民を守る取り組みを
進めています。

子育てをしているお母さんなど
保護者と子どもたちを支える
活動を展開しています。

子どもたちの健やかな成長を
地域全体で見守っていくよう、
取り組んでいます。



港北区キャラクター
ミズキー

広げよう 地域に根ざした 思いやり

港北区民生委員児童委員協議会